# 市民生活を守る食管

## 会

**政府は来年度予算編成に当たって、米価と食管制度のあり方に関して①生産者米価の引き下げはしない②買い入れ制限はしない③米の予約買い入れ制度は存続させたい―などの基本方針を発表しているが、この方針を前提として〝自主流通米〟や作付け転換などについての協力を、農家に強く要請している。これは食管制度のワク内だが、仮に農協ルートの自由米の内容のものであったとしても、間接統制移行へのワンステップであるし、食管改革への第一弾として受けとめなければならない。**

**このように食管制度をくずそうとする政府の動きは米作農業が基幹産業である本市にとって、農家だけの問題でなく、全市民の生活の上に大きな影響を及ぼすことは明らかである。**

**先月17日、7人のかたがたから出席願って座談会を開き、食糧管理制度についていろいろ話ってもらった**

出席者（発言順）

白根市農政対策協議会長　山田利市郎
白根市議会議長　小林農平
白根市商工会会長　皆沢英太郎
新潟日報社記者　石黒泰治
庄瀬地区交通安全母の会会長　田沢靖子
白根市長　吉沢正五
白根市農政課長　滝沢昌三
白根市企画審議室長（司会）　小林直太

司会　米作農業が基幹産業である本市にとっては、食管制度の改正には深い関心を寄せざるを得ない。なぜ、いまの食管制度を守らなければならないか、その必要性について……。

山田　食管制度は戦時中、米穀確保のためにできた制度で、二十数年を経過した今日米が余って、政府は手をやいている。しかも、ことしの十月現在の政府の手持ち米は二百六十万トン、このような状態で行くと十年後には千七百二十五万トンの古米在庫になるという。現在の配給量に直すと二ヵ年分の配給量である。これではいけないと、政府は食管制度の手直しを考えているわけである。しかし、政府は最近まで開田や開墾に力を入れ、しかも米の増産を奨励しておった。農民は米作りが一番安定しているので政府の方針にそって増産に取り組んできた。わずか一年か二年の間で、今度は米が余るから間接統制にしたいなどと政府は考えているが、もともと先の見とおしをつけて、農政問題を考えていればこういうことはなかったのではなかろうか。このような面からしても、一応、政府の責任において現行の制度をそのままにしておいてもらいたい。

山田さん

小林　市議会は、今まで米価の値上げ、食管法堅持の決議はしていた。ところが、どうしても食管法の改正をしなければならないような段階にきているとき、決議文を政府に送付しただけではだめで、みずからこの運動の中へ議会をあげて取り組んで行くほかはない、という決意で食管制度堅持特別委員会を作った。

それで、私どもが一番恐れているのは、農民の考え方が分裂することである。たとえば北信越の市議長会で、早場米時期別格差金の存続のために特別委員会を組織したが、その存続を望む者は北陸を中心とした人たちだけであってほかはない方がよいんだ、というような考えもでていた。どうも食管堅持の考え方もそのようになりやすい問題だと思う。食管法は、いうまでもなく消費者を保護する一方、生産者に対しても生産者米価は再生産が保証され、消費者米価は家計の範囲内と決まっている。したがって農民の意志、生産者の意志の統一をはかると同時に、消費者が食管法によって安心して米が手にはいって生活が守られてきたんだと理解しない限り、全市ぐるみの運動も盛り上がらないのではないか。いまこそ、われわれはガッチリ手を組んで、あらゆる改革案を排して食管制度堅持に立ち上がらなければならない。

皆沢　農民団体自身が全国的に体制が一致していないという状態であるが、われわれ商工業者は、さらにそれに輪をかけたように、食管制度をどういうために守らなければならないのか、自由流通や買い上げ制限になると、どういう形で自分たちに影響があるのか、深く掘りさげてはいないと思う。なにか他人ごとのように安易な考え方でいるのが事実である。

本市の農家は西日本あたりの農家とちがって、米作一本に生きて行かなければならないだろうし、その農家に依存している商工業者も、都会の中心にある業者と全然経営の実態が異なっている。このような地域の特質からして、生産者も消費者もお互いに手を組んで食管堅持に進まなければならないと考える。

石黒　国全体の食糧の自給体制の確立、あるいは農民の生活を向上させ、消費者の食糧に対する影響をみた場合、食管法の根幹は変えてはいけないのではないか。特に米単作地帯、大穀倉といわれている新潟県なんかは、全面的に改められると必然的に県の産業とか商工業全体に悪影響を及ぼすんではないかと思う。そういった面から純然たる消費者の立ち場では、相対的な国の経済とか、商工業の発展とかを考えてみると食管制度の改正は時期尚早であると考える。

さらにつけ加えると、ここで食管制度の根幹が破れて、全量買い上げ制がなくなった場合、非常に農家の生産意欲が低下するのではないかということである。たとえば、戦前は同じ食管法が適用されていた沖縄では、現在米軍の軍政府下におかれている関係で食管法というのはない。あそこでは米を作るより基地の労務者になった方がよいというように生産意欲が落ちているという事態があるが、新潟県もそういう状態にならないとはだれも断言できない。これからは増産はしなくてもよいんだという風調がでて投げやりになって一時的に生産意欲が減退すると、生産量そのものが落ちるだけでなく、田畑が荒れてしまって、それをもとへもどすのに数年もかかるということになる。

そういう事態を聞くにつけても、百年の大計のない考え方で、食管法だけをはずしてしまっては、また、五年あるいは七年たってみて、米が足りないことがでてくるのではないか。

石黒さん

田沢　数年前までは供出だ増産だと盛んに農家にハッパをかけていた政府が、ここ二、三年の大豊作のために米が余ったから食管法を改正するなどということは、何か先の見とおしがついていないようで不安である。いまの食管法が戦時中に作られたので、現実に合わない部分の、ある程度の改正はやむをえないと思うが、根底をくずすのには絶対に賛成はできない。

市長　いま問題になっている中で、私自身不思議に思っていることがある。食管制度を何とか手直ししなければならない一番大きい原因にあげられているのは、需給事情だと思う。この需給事情について新聞とか雑誌に出てくる数字を拾い上げてみると、同じ国が発表する数字が一日か二日のうちにくるくる変わっている。大蔵省の出した資料には四十五年になると累積古米が八百三十九万トン、これは通常予定されている配給量の十三ヵ月分である。ところが十二月十一日の自民党本部で開かれた会合のなかで、食糧庁長官が説明した数字は六百六十八万トンである。このような点をみていると、どうも需給事情の緩和というのを、特にある目的を持ってよけい緩和したという感じを国民に持たせるためにやっている策動がある感じがする。

さらに考えなければならないことは、確かに、最近の米の生産量はのびているし、買い上げ量もふえているのだが、その反面、相当量の輸入をしていることである。四十年が百七万二千トン、四十一年が七十万八千トン、四十二年が三十五万トン、四十三年が三十万トンである。この米麦輸入量も農林省が出すのと通産省の数字でこれも一致しない。輸入されているということは間違いない話であるが世界的な食糧事情というのはどうなっているかというと、そこにも問題が一つある。その状況が決して需給緩和なんていうものではない。

小麦にしても米にしても、先進国の在庫量はほとんど無くなってきている。特に後進国ではっきりと食糧不足の警鐘が乱打されている。いまの小麦関係は特にアメリカの小麦が日本へはいっていたわけであるが、そのアメリカ自体がもう食糧の供給過剰を始末する計算はやめて、今度は増産体制に切り替えなければならないとはっきりといい出してきている。そういう事情を考えて、国内の需給事情と、世界的な食糧の需給事情を考え合わせるとき、食管制度の手直しについては、より以上に慎重に取り組んで行く必要があると感じる。そういう外国の食糧事情などはさっぱりいわないで、国内の当面の需給緩和だけを大げさに宣伝している。この辺がどうもおかしい。お互いにそういう点の掘り下げに慎重を期して行きたい。

さきほどの話の中で、早場米の問題で議長会ですら意志統一ができない。また、農民自体がそういうことでは、商工業者はなおさらのこと意識の統一はむづかしいといわれたが、その統一をさせまいとする動き、政策的にその意識を乱して行こうという手が打たれているのではないかと思われる。

消費者のみなさんは、米が余っているなら配給米の値段を上げなくてもいいではないか、というそぼくな感じを持つわけであり、それから無理やり米価運動をやって米価を上げるもんだから、食管会計の赤字がふえて、その赤字をみなさんの税金でうめるんですよ、と宣伝をすることによって国民意識を分断しようというねらいもある。

それから、もう一つ心配になるのは、農協と農民を切り離そうとする動きである。農協が一生懸命に食管制度対策と取り組んでいるのは、食管制度がなくなると、農民のことを考えるのではなくて、自分たち農協の経営上の問題で困るからなんだ、というような問題の提起がなされつつあることである。また、農民と農民の分断作戦としては、いわゆる現在の農業政策というのは、米偏重で米作り農家だけを補助しているんだ、ということで米作り農家とそうでない農民との分断をはかる手もあたためているから、それに簡単に乗せられてはならない。

つぎに、戦前の自由流通時代の流通経費と統制をしいた後の流通経費とに、どれくらいの違いがあるかというと、戦前の自由流通時代の数字をみると三〇%経費がかかったが、食管制度に切りかわってからのそれは大体一五%と二分の一である。当然、これからもし自由流通になったときは、おそらく中間経費がかさんで高い米を食べなければならなくなるであろう。さらに価格の変動、あるいは供給の不安定などが一番大きな問題となる。

吉沢市長

流通経費そのものを国が財政負担しないことになれば、これは当然消費者にかかってくる。直接、消費者に負担させるかどうかの違いだけであるが、消費者としてもこの点をよく考えてもらわなければならない。

滝沢　現在の食糧管理法そのものは、昭和十七年二月に施行されたものであるが、その歴史的過程をたどってみると、大正七年に富山県に米騒動が起こった。その当時は非常に米が不足して、どうにもならなかった。国民の主食としての米が、あるときは余りあるときは不足するということでは、国民の生活や考え方に大きな動揺を与え、国家的にみてもマイナスであるという考えから、大正十年に需給の調節をはかるため、米穀法が施行され、その機能を果たすことになった。これがのちの間接統制の原型となる。

滝沢課長

その後、昭和八年になってあらたに価格問題にタッチした形で米穀統制法が発足したのであるが、その仕組みは、政府が一番高い価格―上限価格と、一番低い価格―下限価格を定め、その価格帯の中で自由に売買をさせる、という方式をとった。

その後、戦争にはいりひどい食糧の不足時代をむかえたのであるが、このころになると、どうしても間接統制はうまくいかず、政府の直接統制の必要があるという意見が出て、昭和十七年二月に現行の食糧管理法が施行された。

この法律は戦時中、強権発動までして生産者から米を集め、消費者の生活の安定に寄与してきた。このことは、農家が作った米は、全量を国に売り渡せという原則と、法律第三条と第四条の規定によって、生産者米価は「米穀の再生産の確保を旨として」、消費者米価は「消費者家計の安定を旨として」決定されるたてまえ、いうなれば二重価格制度の原則からなっている。食管法の根幹が問題となっているが、この二つの原則が根幹なのである。

この法律をそのままにしておいて、米が余るからといって一部自由流通にするとか、食管赤字がでるから、米価のスライド制をとるなどということは、法の根幹にふれるものだ。だから、生産者も消費者もその生活を守るには、まず現行の食糧管理法を守ることなんだということを理解しなければならない。

司会　どういうわけで今年あたりになって、急に食管問題が大きく取り上げられるようになったか。何か大きな原因があると思うが……。

滝沢　三十五年四十万トン三十六年四十五万トンの古米の持ち越しがあった。配給米はひとり一ヵ月大体十キロだが、国全体で平均すると六・三キロぐらいに消費量は落ちている。一方、生産の方は技術の進歩その他によって向上している。ここでひとつ間接統制にもってゆこうという考え方になった。ところがそ

# 世界の食糧事情もみて

## 生産意欲低下の恐れ

## 余っているのを誇張して宣伝

## 見とおしを誤った農政